

第十三回国会
衆議院

法務委員会
議録
第六十一号

昭和二十七年六月四日(水曜日)

午後二時十八分開議

出席委員

委員長 佐瀬 昌三君

理事 鍛冶 良作君 理事 田嶋 好文君

理事 山口 好一君 理事 中村 又一君

安部 俊吾君 北川 定務君

高橋 英吉君 松本 弘君

眞鍋 勝君 大西 正男君

加藤 充君 猪俣 浩三君

出席政府委員

法務政務次官 龍野喜一郎君

検事(法制度局長) 野木 新一君

検事(中央更生保護委員会事務局局長) 齋藤 三郎君

法務府事務官(中央更生保護委員会事務局成人部長) 大坪 與一君

委員外の出席者

最高裁判所事務総長 五塊上堅磐君

判事(最高裁判所事務局局長) 岸 盛一君

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

専門員 小 貞一君

六月三日

破壊活動防止法案反対の陳情書(福岡県田川郡糸田町議会議長向笠道行)(第二一〇五号)

戦犯者の釈放並びに内地送還に関する陳情書(群馬県復興引揚促進家族連盟会長北川光雄)(第二一〇六号)

戦犯者釈放に関する陳情書外二件(岐阜県議会議長上野文一外十二名)(第二一〇七号)

戦犯者渡邊哲男の釈放に関する陳情

第一類第四号

法務委員会議録第六十二号

昭和二十七年六月四日

書(新潟県中蒲原郡小合村長高橋健吾)(第二一〇八号)
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
裁判所侮辱制裁法案(田嶋好文君外四名提出、第十回国会衆法第四七号)

○佐瀬委員長 これより会議を開きます。

裁判所侮辱制裁法案を議題といたし、質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次これを許します。加藤充君。

○加藤(充)委員 この法案の逐條的な質疑に引続いて質疑をいたします。

第二條に、「監置」あるいは「監置場」という文字が見えますが、これは一体どういう実質を持つのか、そしてその法制的な裏づけをひとつお聞きしたい。

○野本政府委員 この「監置」は、同じこの第二條に規定してあります「過料」と同じ性質の秩序罰の系統に属するものと、この案では考へておるわけでありまして、なるほど過料の方の秩序罰は、わが国におきまして、旧憲法時代にも、また新しい憲法においてもおきまして、各種の法令において認められておるところでありまして、あまり問題はないと思ひますが、監置の方は、御指摘のように、他の法令にはまだ見えていないところでありまして、この裁判所侮辱制裁法案の特殊の性格に基きまして、過料の秩序罰だけ

では不十分であると思ひまして、新しくこの監置という秩序罰を考へたわけでありまして。しかし裁判所侮辱制裁法案の特殊性を申しまして、世界に類例のないわが国の独特な秩序罰という式ではありませんが、これは名前には違ひませんが、英米法のコンテンプト・オブ・コートという場合におきましても、監置に類する一つの制裁が考へられておりますし、また大陸法系のも、たとえばドイツ等の裁判所を見ましても、これは刑罰と同じ名前を使つておられますが、やはり一種の制裁としての監置に類する制裁があるわけでありまして、その場合におきましても、名前は刑罰と同じ名前でありまして、性格は秩序罰であるということに、通説はなつておるようであります。そういう事柄からいたしまして、監置という制度は新しい制裁ではあります、進歩した国家においては、その範囲、名称等の差はあるといつても、やはり同種の制度は認められておるわけでありまして、わが国独特の、世界に通じない制度であるという点はないと存する次第であります。しこうしてその監置の内容は、しからばどうであるかと申しますと、監置は一種の身体拘束でありまして、一定の場所に留置することになるわけでありまして、その留置する場所をいたしまして、第二條第二項で「監置は、監置場に留置する。」といふことに相なつておるわけでありまして。そうして監置場はしからばどこに設けられることになるかと申し

ますと、この法案の附則第二項にその規定が書いてあるわけでありまして。第二項は監置場を設ける場所と、同時に監置の処遇の内容が、附則第二項の監獄法の改正で定められておるわけでありまして。まず監置場は、この監獄法第八條の改正によりまして、労務場と同じように監獄に附設するということにいたしました。監獄の職員等をこの監置場の官吏に充て得るようになつておるわけでありまして。そして監置場がない場合とかあるいは不十分な場合には、いわゆる拘留場の特に区別した場所を監置場とすることができると。またこの拘留場にはいわゆる代用監獄、警察の拘留場も含まれることになつておりますから、場合によつては、警察の拘留場もこれに充てることができるといふような仕組みに相なつておるわけでありまして。しこうして監置の内容につきましましては、どういふことになつておるかと思ひますと、單に刑法の刑名をかえたといふだけのことはありませんで、その内容も、監置は刑罰ではないのでありますので、自由刑の一番軽い拘留よりも、その処遇はずつと軽減しておるわけでありまして。すなわち監置に処せられた者に対しては、労働を科したり。教誨を施すこととき刑罰的色彩を有するものは全然行われないうで、たとえば白衣の着用、衛生上特に必要ありと認める場合のほかは、その意思に反して頭の毛を刈つたり、ひげをそらせるようなことはないといたしております。しかしながら一定の制裁

として、秩序維持等の必要があります場合には、刑事被告人に認められておる糧食の自弁と無制限の接見及び信書の授受等につきまして、これは刑事被告人よりもやや処遇を異にいたしました。糧食は官給とし、接見と信書は特に必要ありと認める場合のほかは、親族である場合のほかこれをなさぬといふことにいたしております。なお規律に違反したような場合におきましては、拘留囚などと異なりまして、刑事被告人と同様に七日以内の減食の懲罰を科したいといふふうになつておるわけでありまして、どちらかといへば刑事被告人に近い処遇で、自由刑の一番軽い拘留よりも寛大な処遇を考へておるわけでありまして。

○加藤(充)委員 この監置場はすぐにできそうもないと思ひますのであります。が、いつごろ、どのくらいできるのか。それからこの際聞いておきたいと思ひますが、附則の二に「第十八條第一項中「及ビ労務場」を「労務場及ビ監置場」に改める。」といふことなのです。一定の施設を新たに設けることなしに、役務場を監置場と呼びかへるといふようなことでは私は監置であるというより、同じものではないかと思ひます。監置場拘留といふものは実質的な刑罰の執行と同じものであり、それ以下のものでは断じてないと思ひます。また警察の拘留場をあなた方は監置場に充てることもできるというふうに言つておるが、これはもつてのはかだと思ひます。それは経験のある人に聞いてもらひたい。実際上は刑務所を本

刑と称し、早く刑務所の方にまわりたいというふうなことは、前科者の経験のある人のひとしく言うところである。その内容は、留置場の留置処遇といふものは刑務所、拘留所の処遇より、もつと残忍をきわめておるものである。こんな地獄みたいな所に、いつまでもいさせられたのではたまらぬという気持ちなのであります。これは実態を裏づけておるものであつて、ただの悪口というのでは断じて理解できません。こういうふうなことになるつて、監置場というものが事実上できず、そうしてただ拘留場を監置場に呼びかえるということに相なり、また警察の留置場に留置することができるといふ段に至つては、まず、私はこの名前がどうであらうとも、名目は秩序罰であるというふうなことを言つても、実質的には刑罰以上のものをこの監置並びに監置場留置といふことにおいて実現して行くことに相なると思ふのです。そういうことを意識しておらなかつたら、とんでもない話だし、意識しながらこんな文字の置きかえをやつてゐるのであるならば、その悪質さは断じて許すことはできないと思ふのです。それともう一つ、この際承つておきたいのは、いわゆる一般的に申し上げて、監置あるいは監置場留置の処遇の問題ですが、これが一般の犯罪者、被告人、被疑者の留置と異なつたものである、秩序罰の執行として本質上異なるものであるといふのであるならば、外形的な点については今指摘いたしました、その処遇の実態について秩序罰的だといふのであるならば、そのように内容づけられておらなければならぬと思ふのであります。今の御説明の

中に、衣食ないしは接見あるいは文書閲覧等々の、いわゆる処遇についての御説明があつたと思ふのであります。その説明では、いわゆる秩序罰に対する執行としての処遇と、いわゆる犯罪者としての被告人あるいは被疑者あるいは体刑受刑者といふ者との区別が私には了解ができないので、この点をいさ少し明確に御答弁願ひたいと思ひます。

○野木政府委員 まず監置場の点でございますが、監置場は國家予算が許すならば、これを全然刑務所の系統から離して独立に立つて、しかも行刑の官更以外の官吏によつて管理する。すなわち別の官庁でも設けてこれに当らせるといふのが、一番理想的であると思ふのであります。が、予算の関係もあり、またこの事件がはたしてどの程度あるものやら、私どもの観測では、この法案ができれば、今の法廷の秩序維持といふものは、今とよくなつてしまつて、被告人、傍聴人その他法廷の関係者が自衛するところがあるまいので、そうたくさんの大々な施設を要するほどの事件が出ることはあるまいと考へるわけでありまして、そういうふうな関係でありまして、監置場といふものはこの案のような立て方になつたものと存する次第であります。

なお処遇の点でございますが、処遇の実態は、條文的に申しますと附則第二項の、監獄法のいろ／＼の條文改正規定中にそれが盛り込まれておりまして、その結果具体的に申しますと、私が先ほど申し上げたような内容になるわけでありまして、やはり監置と申しましても一つの制裁でありますから、制裁である以上一つの施設に入れられま

した場合には、一定の秩序に服するのことは当然でありまして、本案のような立て方は、決して秩序罰という本質から行き過ぎになつてゐるものとは考へられない次第であります。なお先ほど御指摘のありました監獄法第十八條の改正でありまして、これは懲役監、禁錮監、拘留場、留置場、労働場、それから今度できます監置場などは、同じ区画内にある場合においては、同性者につき同じ病監または教誨堂を使用することができるといふような條文でありまして、監置に処せられた者に刑と違ひまして、昨日も申し上げましたが、刑と違ひまして、教誨といふことはありませ

んの、教誨堂の方は問題にならないと思ひますが、病監の方は場合によつては使用するという條文でありまして、労働場を監置場に呼びかえるといふ趣旨の條文ではありません。

○加藤(元)委員 私は今の発言の中で二点聞きのしがたい点を発見するものであります。一つは國家予算が云々といふことでありまして、予算がないから刑務所に入れるのだこゝろという話であります。この際國家予算といふものと人權の保障といふものとどちらが重点的に考へられなければならないのかといふこと、これは決して軽からざる質を持つた発言だと思ひますので、この点を明確にしておきたい。それからもう一つ、あなた方はこの法律ができれば、事実上裁判所侮辱制裁法とやらに該当する者も少なくなる、こゝろいふうちに考へておられるが、これはまづたくもつて権威主義の裏返しに答弁だと思ひます。これはあとからも発言いたしますから、いわゆる裁判所侮辱といふ

ような事案、行為がいかなる原因とい

かなる動機によつて発生するものであるか、この点については今こゝでは申し上げませんが、数字がわからぬから準備をしないで、まずこの法案をつくるのだといふ点だけに限つてもう一度明確な答弁を願ひたいのであります。これらはあなたの方の立場に立てば君じやないかもしれないけれども、立案者の立場に立てば、現在の状態に對して立案がされるのであつて、少くなくともかならずといふ問題については第二におきまして、現在のいわゆる裁判官の訴訟指揮権に違反するとか、あるいは審判妨害罪だとか、あるいは法廷における公務執行妨害あるいは裁判官の侮辱罪、あるいは名誉毀損罪といふものにかかる者すらあまりないとするならば、またそれ以下の、こゝろいふもの別にかかる者が、それよりは少いといふことであるならば、この立案をする必要はない。従つてお尋ねしたいのは、今申し上げたやうないわゆる犯罪行為にならない者までこれで処罰しようとする、処罰しなければならぬといふのであるから、現状としてみれば、どのくらいの方がひつかるかと

いふやうな事柄は、お上を計算の上では、そろばんがはじき出されなければならぬと思ひます。必要があつて立案をするのであり、立案をしたならば、その必要に應じた監置あるいは監置場留置といふ問題が起きて来るのでありまして、こゝろいふ点から考へて、相当数の者が監置処遇を受けることは予想されるはずであります。しかもなかからいふまでも、何ぼかかわるかわからぬから、この法律ができればなくなると思ふから、監置場あるいはその他監置についての秩序罰執行としての

實質を制度的に打出す面については考へておらないのだ、法律だけ先に通すといふやうな考へ方は、私はどうも問題の答弁だと思ひます。今の二点についてお尋ねしたい。

○野木政府委員 國家予算の点と人權保障と両方ばかりにかけて御発言のやうであります。が、私どもも人權の保障といふ点を非常に大事に考へておることは間違いないところでありまして、ただ諸外国の例を見まして、この法案に類する制度におきましては、やはり同様な措置をとつておるやうでありまして、それはなぜかと申しますと、やはり普通の犯罪と違つて非常に大量起るものでもないし、そのために特別の施設をつくるということは、國家全体の立場から見て、やはりそこまでのことを考へるには及ばないといふ立場から、たゞと存する次第であります。この法案におきまして同じやうな考へて出しておるわけでありまして、政府の部内のどこかでこゝろいふ拘禁と申しましうか、身体の自由を拘束する制裁を受けた者を監置する監置場を設けるとしましたならば、やはり今行刑方面を援つておるところにお願ひするのが一番適切である、いろ／＼設備の上からいつても、また処分の上からいつても一番適切に行くのではないか、さういふ考へでこの案はできてゐるものと思ひます。決して人權を輕んじた、人權のことはあまり考へないといふ立場からではないと信ずるわけでありま

す。次にこの法案ができますれば、いわゆる裁判所侮辱行為といふものは根絶するだらうといふ点でございますが、この点はこの法案が出ましても、裁判

所侮辱行為は依然としてます／＼盛んになるといふようなことは考えませんが、やはりこの法案ができればできただけあつて、この法案の趣旨とするところ、すなわち民主国家におきましては国民の權利を擁護するためには、裁判所というものがしつかりしておらなければ国民の權利の擁護といふものはできない。そういう精神からこの法案ができておるわけでありますから、その法案の趣旨が徹底いたしますれば、裁判所に出て来る方々も、裁判所の審理中にこれを妨げるようなことをしたりするようないは裁判官などをのしつたりするようないはしなくてはならないといふような氣持が徹底して行きますから、おのづから現在よりもそういう違反は少くなろうという考えなのでありますして、そういう趣旨で先ほども申し上げたわけであります。なおこの法案が出ました場合に、制裁を受ける者がどの程度にあるかという点の見通しは、私どもはまだ立てておりませんが、そう多くはないだろうというように考へておるわけであります。

○加藤(充)委員　あとほりくつになりますから申し上げませんがやはり秩序罰でも制裁だ、こういう言葉なのです。が、監置、留置といふものがいゝわゆる一般の刑罰の執行といふことと相なつてはならない、またそういうことであるならば、現在の憲法的な裏づけを持たつた刑事訴訟制度と手続と、そのことから来る刑の執行といふふうなものでやらなければならぬといふことを私は言いたいのですが、最後に人間ですすからあそこで一番問題になるのは、食費のしてまた一番はつきりするの食費の問題だと思ふが、やはり監獄法とやら

によつたりあるいはそれを昔の警察の司法主任が適宜に職権でいいかげんにあんばいして執行している警察の留置場の執行というようなことと同じようになれば、食費というのは一体どのくらいになるのか。私は、こういうのは食うことではないことですが、あなた方が秩序罰の制裁にすぎないんだという監置と、いわゆる刑罰の執行との具体的な違いがここに明確に出て来るものだといふ考え方でお尋ねするのですが、食費というようなのはどのくらいになるのですか。

野本政府委員 今食費の金額は手元に資料を持つておりませんので、調査して後ほどお答えいたします。

○加藤(充)委員 じやいいです。そういうことをやつて差入れを許すというようなことになつて来ると、これはまったく無責任もきまるのです。制度として一定の衣食というものを保障してやる、こういうことになつて特殊な條件や環境の人が足りないから、その人の差入れ等も特別なはからいで許すということがあつて、初めて制度的に裏づけられるのであつて、いわゆる給食、給費というようなのはまるつきり人間的な処遇にしないで、おいて、そうして特別なはからいで差入れを許してやるというようなことで差入れして、せめて生存を維持させるというような、やり方は制度として最も卑屈な、下劣な、これは民主的でも何でもないやり方だと思ふ。

それで私はその次に進みますが、第三條の「裁判所侮辱に係る事件は、その裁判所が審判する。」というのは、これはだれが何といつても糾問主義なのであります。これは犠牲多き人権の確

ますから、その職責を果す過程において、いろいろ派生的事件が起つた場合におきましては、その派生的事件を迅速にその場で処理して行くということが、やはり本来の事件の公正迅速な処理に非常に関係があるわけであります。すなわち一般国民の権利を一層公正迅速に保護してやろうという場合におきましては、その事件の審理にあつて派生的に起るような事柄は、その場所々々で迅速に処理して行くということが、ひいてはその本来の職責である権利擁護に大いに役立つという関係になるものだらうと思ひます。さらに言葉をかえて申しますならば、裁判所という制度を国家が憲法によつて打立てまして、その裁判所の裁判機能というものが本来の目的に従つて公正迅速に処理されるためには、ここにあげてあるような、いわゆる直接侮辱に属するような処理につきましては、その裁判所がその場で迅速に処理して行くということが、やはりうらはらの関係になつて、ぜひとも必要だというのが、この裁判所侮辱制裁案の考へ方であらうか存する次第であります。このことは、裁判所の機能を十分に果させようということを強く願ふば願ふほど、この制度は必要だと存する次第であります。従つてそういう意味におきまして、裁判所制度の本質に根ざすものでありまして、これはほかの事件と違ひまして、こういう特殊の取扱いをするということも実質的に許され得るところであり、憲法から見てもさしつかえないものと存する次第であります。

○加藤(充)委員 その当否については省きますけれども、天皇に対するいろいろな名誉その他の毀損罪について、簡略な方法で迅速公正な処置が必要だといふようなことで、こんなべらぼうな処分の手続といふものはなかつたのであります。しかも私は、やや小さくなりましてが破防法の制定にあつて、公安審査委員会というやうなものがあつて、その審査にあたつては、やはり行政処分だといふことで、その争訟については民事訴訟法の定めるところによつて、刑事訴訟法の厳格な証拠力の拘束を受けないといふことがあつた。この法案の四條の二にも、証人尋問その他証拠調べをする際には、民事訴訟法によつて刑事訴訟法にはよらないといふことが書いてある。こゝまで至りますと、まづたゞこれは事いしやくも裁判所にかかわる問題であり、法を守り法の秩序を云々し、その前提の上に築かれた裁判所の權威だと神聖だとか威風凛々といふことを言ひながら、こゝういふばかげたことをやるのは、脱法的三百代言の範を裁判所みづから示すものである。こゝういふ具体的な内容を持つた法律を持ち、それで人民にのしかかつて行き、人民に対抗するといふ事柄は、この法律の制定、あるいはその執行、この法の存在自体が、人に威風凛々されるのではなくて、裁判所みづからの威風凛々から失墜し毀損するものだと思はざるを得ないのであります。

それからも一つ、私はこゝでも不敏にして新しい文字を使うのですが、収容状といふやうなものは、勾留状、あるいは捜査令状、あるいは勾引状と違つて、私どもは刑事訴訟法の手続の上に発見しないと思ひます。こゝういふやうなものを便宜的にやたらにつくり出して来るというやうなことに對してはどうかと思ひし、しかもまたこの執行には裁判の送達を要しないといふことが七條の五に書いてあるが、これは送達をもつて効力発生要件にするという原則にも反するのであります。まづたゞこれはもうめちやくちやもはなはだしい。私はこゝういふ破格なやり方の中には、權威といふものは断じて維持されるものではないと思ひますが、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○野本政府委員 まづ収容状の点でございますが、収容状はなるほど刑事訴訟法にはありませんで、刑事訴訟法ではこれに類似する制度といつたしましては、收監状といふやうな制度があるわけでありまして、これは特に刑事事件でないといふ関係から、収容状といふ名称を用いただけのことでありまして、なお七條第五項の但し書、「執行前に裁判の送達をすることを要しない」といふ点でございますが、これは他の法令で、あるいは刑事訴訟法も同じであります。過料の裁判執行については、民事訴訟法に於ける法律の規定によりまして、「但し、執行前に裁判の送達をすることを要しない」といふのは一つの例文のやうな形でありまして、全部過料の裁判の執行については、ほぼこれと同じ形になつておるわけでありまして、この点は、この法律だけ特別にこの形をとつたといふわけではございません。

○加藤(充)委員 私は民事訴訟法に於ける証拠調べ並びに民事訴訟に於ける法令の引用から見て、執行前に裁判の送達をすることを要しないといふやうなことがあつて、こゝういふことは実は実質において、これは言葉がどうであつても、文字がどうであつても、刑罰の執行なんでありまして、こゝういふ点から、この点について民事訴訟法に従つたり、準拠したりするといふこと自体が私はけしからぬといふことを言ふのであります。

それからまた、収容状といふやうなものはなるほどない。それに當るものは收監状といふやうなものだといふやうな答弁でありましたけれども、収容状といふやうな新しい名前をつけて、これは收監状と同じだといふやうな、これは言葉と文字の違いだけじやなしに、私はこゝういふやうな新しいものをつくつてやつて行くといふことが、大きく言えば現在の憲法秩序なり憲法制度あるいはそれに基く万般のいゝゆる刑の執行制度あるいは人権を拘束する現制度的なものと著しく違つた本質を持つてゐる。それが重大だといふことを指摘するために言つたのであります。まづ、ほかにこれに似寄つたやうな、もつとえげつないところの收監状といふやうなものがあるから、収容状といふやうな、言葉も緩和されていいとか、悪いとかいふ議論を申したのでは断じてありません。こゝういふやうなところに、あなたの方の言う民主主義といふもの、言葉をかえれば基本的人権の保障と充足であります。こゝういふものが一角くずれ、またくずされて行くといふことを、あなたの方と違つた立場でわれ／＼は真剣に考へるのである。あなたの方は民主主義裁判とか国家とかいふやうなことを言ひながら、それとあべこべの、いわゆる逆コースを、こゝういふやうな條文あるいは文字の使い

理念というものが打立てられているの

であります。そこで私はこういう特殊の法律を次々とつくられまして、一定の打立てられている理念を打破することにつきまして、はなはだ疑惧の念がある。そこでこの法案と不告不理の原則、並びに刑事訴訟法第二十條に規定せられております裁判官除斥の問題――御承知のように刑事訴訟法第二十條――は、「裁判官は、左の場合には、職務の執行から除斥される。」「裁判官が被害者であるとき」ということが書いてあります。これは裁判のあり方を公に平にさせなければならぬという一つの法理念から出ていると思うのであります。こういうものと、なおまたたいたま加藤氏から質問されました弁護権の問題、どうも今の答弁では、本件につきましてただちに弁護権の発動があるのかないのか、はなはだ不明であります。が、おおよそ罪あり、これが裁かれるというときには、憲法の精神にのっとりまして、弁護というものがあるのであり、かようにいたしまして裁判官が至公至平の裁判がなし得る、こういう体系なり理念なりというものは、一貫し

ておる。この法案はさうなものはこゝとこくぶち破つて特別な方式を編み出したところに非常に問題があると思ふのでありますが、この不告不理の原則、あるいは裁判官自身が被害者であるときには除斥せられるという原則、罪に問われんとする者に対しては、弁護人がつくという原則こういうことと法案とをどういうふうに調和されるのであるか、またかような裁判をして裁判らしき裁判たらしむべく打立てられましたる理念を一朝にしてぶち破られる、しかもそれがその裁判官自身の問

という型ではないようでありまして、この除斥の原理をとらないというものは、ただいま申し上げましたように、この裁判官の面前の明白な事柄は、その裁判所が現に見ておつて、間違いないところであるし、しかも本来の事件を公平円滑に裁判するために、その派生的な事件は、その場でこれを排除して行くというものは、やはり合理的な理由があるわけでありましてこれに除斥の原理を働かせますと、また別の裁判所で裁判をし、そこでまた別個の形で進行するということになりまして裁判全体から見ますと、裁判所の全体の機能をそこなうものではないかという考えから出ておるものと思ふのであります。しこうしてそこにはある意味で天びんの兼ね合いみたいな意味があるかと存じます。やはり裁判制度全体として考えますと、そういうような派生的事件はその場で簡単に処理して行くという方が裁判全体を生かすゆゑになるものと存する次第でありますなお不告不理の原則を採用しないという点も、ただいま申し上げましたように、その裁判官がその面前の明白な事件を取扱うのであるから、必ずしもこの原則に従わなければならないわけでもありません。また弁護権の点もそういうような場合につきましては、事態が明白でありまして、しかも一般的に見まして、制裁の範囲も少いわけでありまして、これも普通の刑事事件のように考えるまでもあるまいという考えに出てくるわけでもあります。これらはただいま申し上げましたように、わが国の特異な事情で、わが国だけで世界に通用しない一つの制度にするというものではないわけでありまして、

他の国にもそういう制度がありますから、必ずしも不当ではないものと信じておる次第であります。

○田島(好)委員 先ほどの御質問で、提案者の説明が御質問の趣旨になつてないというようなお言葉もございまして、私はあの説明で十分答へられておると思ふのです。今こまかい点の質問があつたようでございまして、これに附加いたしまして、もう一言お答えいたしますと、実は私たちが見ておりますのは、旧憲法時代時代の裁判所としての制度がこれをつくつておりました関係が、国民は裁判所に行くことが恐ろしくつた。要するに警察や検察庁と同じように、裁判所を恐れて見ておつたのであります。裁判所へ行くことは、自分の人権を擁護する場所とは考えず、それ自身が恐ろしいところに行くという考えが国民自体に滲透して行つておりましたことは、これは猪俣委員も御承知の通りだと思ふのです。ところが新しい民主主義の原則を打立てられましたところの今日の裁判所におきましては、国民からそうした観念が払拭されて、だん／＼と裁判所は自分の人権の擁護をしてもらう場所、自分たちの権利を守つてくれる場所だという観念が浸透して来つたところであり、この観念に伴ひまして、この裁判所を悪用しよう、むしろそんなことを悪用することによつて、裁判所の權威を妨害したり、法の威信を失墜せしめんとするところの行動が見られるようになりまして、これは、これはかつての裁判所と現在の民主主義の裁判所に対する国民の観念が違つて参りました結果が当然生むところの状態

なんであります。この状態を放置いたしますときは、親しむべき裁判所、国民が人権を擁護してまらうところだと思ひておられますところの裁判所が、これがこうした行動によつて裁判所の威信が失墜される、頼るべき裁判所が権威がない、われ／＼の権利は一体こういうところで守つてもらえるのか、こういう観念が国民の間に浸透して行くということは恐ろしいことであります。私たちはその意味で、どうして最後の権利を擁護する場所をどこまでも守つて行かなくちやならぬ。守つて行くには、やはり防壁としてこの制度が必要になつて来るのじやないか、こう考へておられますが、不告不理の原則、弁護権の問題等、人権擁護におきまして、私たちはこれを否定しようとするものではありません。どこまでもその原則を守りながら、新しく生れた民主主義の制度のもとで裁判所の權威をより一層守る方法としてこの法案を提出いたしましたのであります。先ほどの説明に附加いたしまして

○猪俣委員 政府委員の説明は、裁判所の基本理念に対して本法はそれをこごとく破壊しておる、それでいいかという私の質問に対して、るるお述べになつておられますが、お上二点ある。一つは外国に例があるのだという点であります。二つはこの方が結局早く事が処理できて便宜である。そうしないとなか／＼納まりがつかぬというふうには私は受取れるのであります。これも私としては納得できない論拠であります。先般第十国会でありましたか、やはり裁判所侮辱法の名において提案せられましたときに、十三人の公述人の公述を聞きまして、裁判、検

察関係以外の方々はほとんど反対されました。そのうち最も有力なる反対意見を提せられたのは今はなくなつてしまつたところの末弘先生及び早稲田の教授の戒能先生でありました。このお二人の公述は日本の裁判所というものと英米の裁判所というものはたいへん違ふんだ。それであるから、英米にあるからといって、ただちにこれになつたものを日本につくるということには行き過ぎであるということを論じられました。今その詳細を申し上げる必要もないと存じますが、外国にあるからといって、ただちに日本にそれを持つて来るということは合理的な説明の根拠になりません。陪審法も外国にあるのであります。しかるにこれは廃止して今日まだ復活させておられません。いろいろ理由はございまして、これはわが国にふさわしくないという論拠であらうと思ふ。されば外国にあることだから、しかも陪審法のごときはほとんど外国の文明国にはみなあると存じます。そういうものは日本は今やめておる。英米にあります。こういう制度だけ行おうとするところに、われわれは危惧の念があるものであります。それが便宜であるからということでは、私の裁判に関する原則を打破する論拠になりません。

な田島君の説明は、はなはだ矛盾してゐると思ふのであつて、やはり提案者の本心はそこにあるのじやないか。戦時中の裁判所に対しては、みな民衆が恐れおののいて、警察や検察庁へ行くような心構えで行つたが、いとお話でありました。それが今乱れておる。今人権を擁護する態度であると思

つて行くようになったという言葉もありませんが、どうもその辺が私はつきりしません。そういう観念が浸透いたしますならば、本案のごときで規制いたします相手というものは、違つたものである。そういう人権擁護の殿堂として行くものでありませう。後に私にお尋ねしたいが、確信犯人に対する本法はいかなる効果を持つつかという問題と関連して来ると思ひます。戦前のような警察や検察庁へ行くような、恐れおののいて行くような気風をまた裁判所に起させようという企図でかような法案を提案せられたのではないかと私は心配いたしておりました。どうも提案者はちたつとさうな心の奥をちよつとお話になつたやうな気がするのであります。そういういたしますと、これは私どもは首肯いたしかねる法案であります。それは議論になりますので差控えますが、私どもは戦前のような裁判官というものが威光に高になりまして、人民をつつたお白洲のような裁判所というものを私は築き上げたくなないのであります。この法案がさうな恐れおののいて裁判所へ行つて裁判官一人壇上にその威厳を発揮するような効果をねらつたものだとしますならば、まず／＼もつてけしからぬと考へます。

そこで実際の場合を考へて参りますと、こゝういふ法案というものはやぶへびになりはせぬか、現在法廷の秩序を保つということは申すまでもないことであつて、裁判官が主観的にも客観的にも心静かなる態度でもつて真実の発見に努める裁判官の心境がさうであ

らねばならぬのみならず、外見から見ても、ああいう態度でやるのがあるならば、公平な裁判ができるだろうという環境に置かれなければならぬ、また傍聴人にしても、弁護人にいたしましても、裁判所の神聖というものを保持することに努力する、これは私必要だと思ひますし、ある一部の人が法廷で騒ぎまわることにつきましては、まったく理解ができません。何の意味で、ああいうことをやるのであるか、私どもは理解ができないのであります。さういふ者たちに対しては、私どもはこれを容認するものでは断じてありません。しかし事実問題と考へまして、こういう法案が出まして、侮辱せられたと感じられます裁判官が、ただちにそこで相手に対して、言葉はいろいろ違つておりますが、捕縛なり留置なりであります。かようなことをただちにその裁判官が命令するということとは、裁判官も人間であります。ゆゑに、相当の感情の発露がそこに出て来る。これは主観的にも裁判官が至公、至平の心構えを乱されることだと存じますし客観的にもさういふ姿をなめますならば、ああ裁判官を怒らせたら、あいつは重くやられるぞという印象を与えるであらうと思ひます。それは私は裁判官の威信を保つゆゑにやらないと思ひます。裁判の威信というものは、官僚主義に考へてはいけません。ほんとにもつともだ、よく情理を盡して真実の裁判をしたと被告人にも傍聴人にも思はせるところに裁判の威厳というものが存するのだと考へるのであります。先ほど申しましたように、裁判官が権力をもつてぐずぐず言ふとすぐ処罰するぞということによつて、法廷

を静肅ならしめることが、裁判の威厳を保つゆゑにやらないと私は考へるのであります。かえつて逆のことになる。そこでかような一部のいわゆる確信犯人と思はれるような、あるいは特別な心神の持主だと考へられるような連中のために、私は裁判全体の原則というものを打破するということははなはだ危惧があると存するのであります。それで日本の裁判官の素情は必ずしも私ども満足できません。英米の裁判官のように弁護士と長老が裁判官となつて、さうしてかえつて弁護士を指導しながら裁判を進めて行くようなありさまと違ひまして、まだ年は若く、あるいは新進気鋭といふことになるかも知れません。自分の子や孫みたいな判事さんがやつておられる。大学を出て一筋にやつて来られたといふ人々に、ある種の権力を与えるといふことが、はたして裁判官としてほんとうの裁判をするような態度にさせるか、逆にその権力を振りかざして威嚇し高になつて、いわゆる人民どもといふような考へ方になるであらう。今東京弁護士会あるいは日本弁護士協会で心配いたしておられますところはそこにあると思ひます。主観的にも客観的にも、静かな至公至平の感情にとらわれざる裁判をするといふ本質を阻害するやうなことになるのではないかと思ひますが、その点についての心配はないのかどうか、御答弁をお願いしたいと思います。

○田嶋(好)委員 ごもつともな御指摘だと思ひます。提案者といひましたのも、最も心配をいたしましたのはその点でございます。裁判所侮辱制裁法に限らずに、法の制定にあたりましては、私たちが第一に心配をしなければならぬのはその点でございます。が、特にこの法案につきましては、さうした点を私たちは考慮の対象として立案をいたしましたのであります。従ひまして、この法案提出後いろいろと世間の評判を聞き、輿論を聞き、また先ほどお述べになりましたように、公聴会も開きまして御意見を承り、その趣旨を十分体得いたし、なおこの法案は提出いたしましたから国会で三回目の国会になつております。それだけに慎重に私どもはこの点について検討を続けたつもりであります。検討を続けました結果、ようやく結論を得ましたので、お手元に裁判所侮辱制裁法というものを提出いたしました。けれども名前自体がどうも検討の余地があるのではないかとさういふことも考へ、この法案の名称をまず改めると同時に内容につきましても、虚心坦懐にさうした面について誤解を招く点があればこれを修正し、裁判官の職権濫用のおそれがない、また世間にさうした面に対する誤解のないやうにということ、で、せつかく改正について検討を続けました。いずれこの法案の本国会通過にあたりましては、修正案を皆さんの前に提出いたしまして、その点を明らかにいたしたいと考へておる次第であります。

○諸侯委員 本法案が実施されますと、實際本法によつて処罰しようといふものには効果なくして、かえつて裁判官の公正を疑はしめたり、若い裁判官をして官僚的な権力に醉わせるやうな結果を来す弊害の方が多くなるのじやないか。一体提案者は、共産党その他の法廷を闘争の場と考へておる革新的な人たちが、この法律によつてたちまち羊のごとくおとなしくなつて、ただちに裁判の秩序が保たれ、威厳の上るものと思はれるか、その辺のことを承りたいと思ひます。

○田嶋(好)委員 私たちはこの法案の提出によりまして、今日までいろいろと破壊的な行動をいたしております。分子諸君が、ただちにその行動をやめて、裁判所が、まるで大海の大波が靜まつて一度に平穩な海に返るやうな状態、それを想像しておるものではございません。ただ先ほど申し上げましたやうに、われわれの人の最後の擁護の機関に権威を持たせ、そして権威ある機関のもとに国民が安心して、要するに裁判官が自由裁量の意味を破壊的な行動によつて左右されることなく、平穩な気持ちで裁判ができるやうな状態を構成し、その状態のもとにおいて国民の信託にこたえない、さういふ気持ちであるのであります。従ひまして、この法案を出してただちにそれがやまると考へておりません。この法案を出すことによつて、まず「国民をして裁判所の権威を信頼せしめ、たよるべきところを與えしめ、信頼と威信によつて国民の権利を擁護する目的のためにこの法案を立案いたしておる次第であります。

○諸侯委員 私はその点については、最初から申し上げましたやうに反対をしておるものではございません。ただ實際問題として、諸君が庶幾せられるやうなことを逆のことになるのではないかと、もしさういふ意図であるならば現行法で十分である。裁判所法の七十一條ないし七十三條、これを有能な裁判官が適正に施行いたしますならば、十二分に法廷の秩序は維持できる。裁判の大原則を破壊してまでも、かような特別法をつくる必要はないのであります。私どもの言わんとするところはそれなんです。法廷の秩序を守るための手段は他にある。その手段を十分盡せばよろしい。その方はそつとして置いて、新しい立法をすることによつて、裁判官自身が法廷闘争の禍中に巻き込まれるやうな危険が十二分にある、かえつて法の威信を阻害する。さうして真に対象となるべき人間はさういふことには大した痛痒を感じないで、裁判官自身にある種の弊害が出て来る。すべて物事ははかりにかけて判断をしなければならぬ。それは考へ方違ひだと言ふればそれまでであります。私が第十国会におきまして、あの裁判所法第七十一條ないし七十三條を發動した実例を報告してもらいた。裁判所側に申しましたら、鳥取県に二件やあつたきりだといふことであります。しかもその發動をした場合においてはただちにそれに庶幾の効果が見られて来ておる。それは最高裁判所事務総局から発表された法廷闘争事例といふものにたくさんあります。一つ読み上げます。これは昭和二十五年九月六日、三次簡易裁判所であります。三次町の公安條例違反事件であつて、しかもこの公判の前に町の至るところに公判闘争に結集せといふビラが張られ、共産党員及び共産黨員と思はれる者百名以上が簡易裁判所に押しかけて来て、帝國奴、驕圧等の言葉を用いて妨害したこの記事を讀んでみても、当時の状況が目に浮かぶのであります。その都度裁判長は発言の停止を命じたが、なか／＼応じな

い。これは第二回以後の裁判でありま
すが、第一回の裁判のときに、やはり
傍聴に騒いでおる人間が入つておつた
から、その人間二名だけを断固として
退延せしめた。そうして毅然として大
声叱咤して退延せしめたら、あとは比
較的平靜に裁判が進行した、こういう
報告をして来ているのであります。あ
の裁判所法を適正に利用いたしますな
らば、法廷の秩序は十二分に保てる
と私は考えるのであります。それで保
てないような、ある種の目的を持つ
て、もし法廷を騒がせるということ自
体を目的として入つて来ておる者があ
るならば、こんな法案をつくつたつて
何にもなりません。そこで私もはま
ず第一にこの裁判所法を裁判所におか
れてもつと有効適切に実行する、それ
でどうしてもだめだということになり
ましたならば、また、相談もあると存
ずるのであります。全国にたつた二件
しかこの裁判所法の七十一條を發動し
たことがないというように、これは有能
な裁判官がいないということになりま
すから、さうな裁判官にこいう村
正の名刀みたいなものを与えますな
らば、弊害あつて効果が少ない、こいう
法案の根本精神について私も反対
するのじやありませんけれども、濫用
のおそれに対して私も心配がある
のであります。それは裁判官の過去
におけるやり方というものがまことに
なつていないと私は考える。ほん
とにその裁判官がしつかりした人格

を持ち、公正な態度で裁判を進め、も
し傍聴者や何かで騒ぐ者があるなら
ば、毅然たる態度でもつて法廷指揮権
を行使するということでありますな
らば、裁判の秩序が保てない道理はな
い、私もそれは言いたいのであり
ます。いかに時勢が反動化したとはい
え、それを十分実施しないといひ、た
だちに裁判官自身が簡単にやつつて
ことができるという裁判官は快哉を叫
ぶかも知れません。今度は自分たちが
騒ぐやつは片づけしから自分で処罰し
てやるんだということ得意氣軒昂た
るものがあるかも知れませんが、彼ら
が意氣軒昂になると反比例したしま
して、裁判の本質というものがそこな
れて行きます。威信は落ちて行くので
あります。私もそれは心を配する。一
体今までの裁判所法というのに対し
まして何ゆゑにこの法廷指揮権を裁判
官が十二分に行使しなかつたか、そ
ういふことに對して政府は何か御研究な
さつたことがありますか。

○**野本政府委員** 裁判所法の規定にあ
ります法廷秩序権の行使であります
が、これは具體的事例にも関連いた
りますので、裁判所側で説明を願いた
いと思ひます。

○**岸高義郎所長** たいいお話
の中で七十一條を發動したのはこれま
で二件しかないというお言葉がありま
したが、それはちよつと誤解されてお
ると思ひます。今まで發動されたのは
二件しかないといふのはおそれなく七
十三條の審判妨害罪の適用になつた
事件だろつと思ひます。七十一條に基
く法廷警察権、退廷命令その他必要な
措置を命ずること、そいう措置はこ
れまで十分にとられて来ておるのであ
ります。それにもかかわらず退廷命令
を命じたというだけで、その命令の執
行ができなかつたという例はちよい
最近の事情ではその命じられた者がい
すにしがみついてなかなか離れない
延更が近づくと乱暴する、そのために
延更がけがをしたという例もありま
す。また傍聴人に対して退廷命令を命
じました場合に、まわりの傍聴人がス
クラムを組んで命令を執行しようとし
る係員を近づけない、あるいは傍聴人
の中にまざれ込ましめてしまつて執行を
妨げてしまふ、そいうような状態で
あります。

それから七十三條の審判妨害罪の適
用さるべき事件がこれまで相当ありま
したにもかかわらず、それが適用され
ませんでしたことはお話の通りであり
ます。これまで二件と申しましたが、調
査漏れがありまして、これまで三件あ
るのであります。その中の二つは米子
の事件です。その中の一つは高崎の簡
易裁判所の事件であります。みな相当
古い事件であります。なぜ七十三條の
審判妨害罪、つまり刑罰権の發動であ
りますが、これが適用されなかつたと申
しますと、七十三條違反として、審判
妨害罪として制裁を科すことになり
ますと、通常の訴訟手続を予定いたし
ております。従つて普通の刑事手続に
従つて審理をいたすわけでありま
すが、上告を経た確定したのを待つわ
けであります。その処罰によつてど
れだけ決定の秩序維持に効果をあげ
るか、すこぶる疑わしいのでありま
す。七十三條の規定は妨害排除とい
うよりも刑罰を科するといふのが目的で
あります。即時に適時適切な処置をと
つて法廷の妨害を排除するといふ趣旨
の規定ではないのであります。またこ
の審判妨害罪を置きますれば公訴を提
起しますのは檢察官でありまして、檢
察官一体の原則から見ますと他の檢察
官でも公訴の提起をしうるわけであ
りますが、どうしてもその法廷に立ち会
つた檢察官が公訴を提起するのが自然
であります。ところが檢察官はその事
件の当事者として被告人と相對して
おりまして、もと／＼その事件につ
いて被告人に對し有罪判決を求めてい
るわけであります。その上重ねてこの審
判妨害罪をもつて追打ちをするといふ
ことは心理的にも相当困難であらうと
思ふのであります。これまで審判妨害
罪の規定が適用されなかつたのは決し
て理由のないことではなかつたと思
ふのであります。

○**猪俣委員** 檢察官が今までやらなかつ
た理由の中に私も疑念の念が出て来
る。檢察官は憎まれたいからやらな
い、自分が起訴しておるのにまた追打
ちをするような形である、そこで檢察
官の立場に同情して今度は裁判官がか
わつて現れたことになる。さういふこ
とでいいのであるかどうか、檢察とい
うものはそも／＼犯罪あればこれを訴
追するのが職能であります。また世人
もそう考へておる。裁判官は人が訴追
したものを裁判するのが本質である。
しかるに檢察官の立場に同情して裁判官
が檢察官の憎まれ役を買つて出るやうな
法案であります。だからそこを根本的
にいけなかつと私も言ふのでありま
す。裁判の威厳をそこなうところであ
る。至公至平の裁判だといふ印象を世
人から奪い去るやうな逆の点が出て来
る。だから不告不理の原則といふもの
が裁判には原則として樹立されて来
た。それをあなた方がこの法案によつ
てぶち破る、そうして檢察官の立場を買
つて出る。もし法廷で審判妨害をする
者があつて、檢察官がやらないとするな
らば、檢察官の怠慢でありますから、檢
察官を責めるべきものなんだ。ところが
檢察官に對してはどうもあまり責めるこ
とができない。そこで自分がかわつて
処罰してやろうとする。こいう考へ
方がいかぬといふのです。そいう考へ
え方でもやりましたら、檢察官も裁判官
も区別がなくなつてしまふ。従つて裁
判の本質が阻害されるのであります。
今まで私が二件と申したのは、第十國
会のときでありましたから、今日は一
件ふえたかも知れません。その間二、
三年たつておる。一体も檢察官が怠慢
であるならば、なぜ國家機關同士ある
いは法務府において、檢察官に對して嚴
重なる督促をやらぬのであるか。檢察
官がなまけていふことを、判事がかわつ
て出ることによつて日本の裁判の体系
を乱すといふことは、最もけしからぬ
觀念だと思ふ。私もはそいう含み
があるにとらんで、この法案に賛成し
かねておるのであります。果然諸君
の方からそいう答弁があるといふ
と、これはまず／＼もつて危険千萬で
ある。裁判官あるいは檢察官、いづれ
も國家機關である。それがなまけてい
て、今ある裁判所法なる法律を十分に
適用しないといふところ、そしてこ
う法案を出すといふところに根本的な
欠陥があるのであります。そして裁
判の本質といふものを乱してしまふ。
なほ、檢察官を督促せぬか、あるいは
裁判官に對してその指揮権を十二分に
活用することによつて、法廷の秩序を

である程度の排除的な、さらにそれに多少つけ加わつて制裁的な処置をするということは、やはり英米法でなくとも、大陸法の制度においてもある程度認められておるところであります、わが国においては、新憲法になつての裁判所にはこの規定が創られました、昔はあつたわけでありませう。そのことを一言つけ加えておきたいと思ひます。

○猪俣委員 私はいきよはこれで終ります。

○山口(野)委員長代理 北川定務君。

○北川委員 私は、二、三点明確にしておきたい点がありますので、政府委員に質問したいと思ひます。本法案は民事、刑事の裁判について適用されるものと思うのであります、彈劾裁判には適用されないものと思ひますが、御見解を伺いたいと思ひます。

○野本政府委員 この裁判所侮辱制裁法のいわゆる裁判所は司法権を行使する裁判所ということであります、御指摘のように彈劾裁判所は入つておらないわけであります。

○北川委員 次に、先ほどの御説明によりますと、裁判所侮辱制裁の裁判については、民事訴訟法の規定を適用される場合がありますが、その場合に、弁護士を入れることはできないと申しております。その点はいかがでございますか。

○野本政府委員 民事訴訟法の規定の運用と申しますか、民事訴訟法の規定を借りて来ますのは第四條の証拠調べに關してでありまして、こゝで主としてねらつておる点は、裁判所にかかる事件について証人を調べるというよう

る規定に従つてやるということを考へておるわけでありませう。御指摘の弁護人の点につきましては、この法律は直接には触れておりませんで、それらの点はすべて最高裁判所規則にまかせておることになつておるものと存じておる次第であります。

○北川委員 最高裁判所の規則にまかせられるつもりですか。つまり弁護人を入れることを規則に規定するつもりでありますか。それともこれは性質上弁護人を入れることを許さないとお考えでございますか、その点を伺いたいと思ひます。

○野木政府委員 この法案としては、弁護人がなければ第三條の審判はできないというふうな意味で、弁護人を必要にしておるという考えに立つておらないのではないかと存する次第であります。

○田島(好)委員 立案者としてお答えいたします。今の政府委員の説明ではちよつと徹底しかねると思ひます。先ほど猪俣委員の質問にもお答えいたしましたように、弁護人の弁護権を制限しよう、弁護人の弁護権を否定しようというふうな思想は毛頭持つておりません。弁護人の弁護権を否定するものではないのでありますが、法案の趣旨上絶対的に必要とする弁護人をつづけることをも排除するということが考えられぬのはどの法案の立法に當つても考へられることでありまして、こういう議論が起きます前に、そういうことが考へられるのでありますが、弁護権を否定する、弁護人をこの法案から排除するといふような思想は持つておりません。

○北川委員 民事訴訟法が準用せられ

る場合には、弁護人を付することが許されるというふうに解してさしつかえないのでありませうか。

○野木政府委員 第四條の方に行きまして、すぐその場で裁判するのでなくて、別の日にするとか、あるいは別の時間にするとかいふような場合には、多少時間的余裕もありますので、そういう場合には弁護人を排除するといふ趣旨ではございません。ただそれらの弁護権は、規則できめていただくといふ考えであります。

○北川委員 証拠調べる場合に、弁護人を付することを許されるならば、これと同じように、直接その場で審理される場合にも弁護人を入れる方が権衡上よろしいのではないかとと思われるのでありますが、この点はいかがでございますか。

○野木政府委員 その点につきましては、この事件が裁判所の面前で犯された明白な事件で、しかもすぐその場で制裁を科するのが原則でありますから、弁護人がいなければ開廷し審判することができないかどうかということにつきましては、この法案は触れていないものと存する次第でございます。

○北川委員 次に抗告の場合であります。この抗告には、事実の誤認を理由として抗告することを許さないことになつております。これは直接侮辱の場合、もしくは裁判官が知り得る場所において一定の行動をなした場合に限られてはおりますが、全然事実の誤認がないという保証はできないと思ふのであります。さうな場合は救済する方法が全然ないのであります。

私は、この場合には事実の誤認も抗告の理由に入れた方が人権の擁護上妥当ではないかと思ふのでありますが、こ

の点に対する御見解を伺いたいと思ひます。

○野木政府委員 この法案におきましては、御指摘のようないわゆる事実の誤認は抗告の理由に入つていないように存じております。それはしばしば申し上げますように、この制裁の対象となる行為は、裁判官の面前で行われる明白な行為であるから、事実の誤認といふようなことは起る余地があまりないといふことと、それからさういふこととでどこまでも争はせると、かえつてこの制度の趣旨が達せられないのじやないかといふこと、それから、各国の立法例、たとえば英米はもとより、わが国も、先ほど申し上げました裁判所構成法当時の立法例に基きまして、たとへば裁判所構成法におきましては、「此ノ処罰ニ対シテハ上告を許シ控訴ヲ許サズ」といふような規定になつておつたのでありまして、古い刑事訴訟法のころには事実誤認の條文もなかつたやうな時代もあつたわけでありませう。さういふ前例もありませんし、ここでは事実誤認を抗告理由として取上げなかつたわけでありませう、この第五條第二項におきまして、抗告をする場合には抗告書を原裁判をした裁判所に提出しなければならぬ、その際原裁判をした裁判所は、その書類等を見まして、抗告を理由があると認めたと、すなわち法令違反があつたと認めたと、あるいは原裁判を更正することとを適當と認めたとときはその裁判を取り消し、または本人の利益に變更することとができるというようにいたしまして、抗告の際に裁判所の職権の発動を促すといふやうなことで、そこに調和を見出しておることがごらんのごとく

建前となつておるかと思ひます。

○北川委員 第二條に該当する行為をなした者が他に在る場合、それから法廷外で法廷に向つて乱暴を働くやうな場合、かような場合には往々犯人、行為者を誤認する場合があり得ると思ふのであります。誤認された場合に、これに対する救済の方法を認めないことは非常に危険ではないか。私は、事実の誤認も抗告の理由に付することがいいのじやないかと思ふのであります。が、しかしこれは、かような規定でなければならぬとおつしやれば無理に争うものではありませう。

次に伺いたいのはこの裁判であります。が、決定で過料もしくは監置の言い渡しをするということになつておりますが、これは書面審理でやるのか、弁論を開くのか、場所はどこでやるのかといふことが明確にされていなく、思ふのであります。さうして、刑事訴訟法の規定に従うのか民事訴訟法の規定に従うのかも規定されていなく、方法、告知の方法について御説明を願ひたいと思ひます。

○野木政府委員 御指摘のようによ、この裁判所侮辱制裁法の制裁を科する手続等につきましては、民事訴訟法によるものと刑事訴訟法によるものと書いてございませう。これはやはり、民事訴訟法にも属せず、刑事訴訟法にも属せない一種特別の手続にならうかと存する次第であります。しかしながら、兩者の法理はある程度参酌せられまして、結局第八條の裁判所の規則によつてその詳細を定めるといふ建前になつておるものと存する次第であります。従いまして、裁判をやる場所とか、意見、弁解

は当然聞くことになると思ひますが、さういふやうな手続の詳細はこの規則にゆだねるわけでありませう。決定するといふことになりましたのは、判決いたしますと、わが国の手続上の普通の原則と申しませうか、常識として、必要の日頭弁論、必ず日頭弁論を開かなければならぬといふやうな建前になりますので、その点は、判決でなくして決定といふことにして、任意的口頭弁論といふ建前とをり得ることを規定したと存する次第であります。

○北川委員 第二條に該当する行為があつた場合には、六箇月間経過した場合にはこれを裁判することはできない。裁判がなされた場合には、さらに六箇月間経過した場合にその裁判を執行することができないといふ法案に相なつておりますが、この六箇月の期間といふのはあまりに長過ぎるやうに思ひますが、いかがなものでしょうか。かような輕微な事態で六箇月間も不確定な状態に置いて、また、裁判してから六箇月間も執行しないでおくといふことは、本人にとりましては非常に迷惑であります。もつと／＼期間を短縮してもいいのではないかと考へられるのでありますが、この点に対する御見解を伺いたいと思ひます。

○田嶋(好)委員 北川委員の御質問は、原案についての御質問でなくして、修正意見が予定いたしましたことに対する御質問ではないかと思ふのであります。これはまだ公になつておりませんが、私たちは北川委員の御説のやうな修正意見を持つておるのであります。しかし、この修正意見に対しては、御説のやうに修正したらいいと思ふ意見を持つておりますことを御了解

願いたいと思います。

○山口(野)委員長代理 他に御質疑はありませんか。——他に御質疑がなければ、本案に対する質疑はこの程度にとどめておきます。

明日は午後一時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会